

議第 8 号議案

議案第 2 号新座市 (仮称) 三軒屋公園等複合施設整備運営事業者選定委員会条例の修正案

上記の修正案を、地方自治法第 1 1 5 条の 3 及び新座市議会会議規則第 1 7 条の規定により、別紙の修正案を添えて提出する。

令和 6 年 3 月 2 6 日

新座市議会議長 島田 久仁代 様

発議者	新座市議会議員	田口 訓子
賛成者	〃	鈴木 芽菜
	〃	米橋 裕太
	〃	伊藤 信太郎
	〃	山口 歩
	〃	川村 れい

提 案 理 由

議決機関と執行機関は相互に牽制・均衡を図るという地方自治制度の観点から、当選定委員会の委員に市議会議員を選任しないこととするために、この案を提出する。



議案第2号新座市（仮称）三軒屋公園等複合施設整備運営事業者選定委員会条例の修正案

議案第2号新座市（仮称）三軒屋公園等複合施設整備運営事業者選定委員会条例を次のように修正する。

次の表中下線の表記部分については、原案の欄の表示部分をそれに対応する修正案の欄の表示部分に改める。

修 正 案	原 案
<p>(組織) 第3条 [略] 2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。 (1) 学識経験者 (2) 市職員</p>	<p>(組織) 第3条 [略] 2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。 (1) 学識経験者 <u>(2) 市議会議員</u> (3) 市職員</p>